平成２６年（フ）第２８０号
仙台市泉区鶴が丘１丁目56番地の４　ライフピュア鶴が丘205、従前の住所仙台市青葉区国見ケ丘２丁目20番地の９
債務者　久慈　照正
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前11時55分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
愛媛県松山市石手白石甲73番地５　クレセント石手白石505号
債務者　山下布紀子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９７号
山形市深町１丁目９番34号　アーバンM207号、前住所山形市十日町４丁目７番42―606号　朝日プラザエザース山形中央Ⅱ
債務者　岩田　秀敏
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　外塚　　功
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０４号
高知市介良乙547番地５　アルカディア２―202
債務者　片川　智子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮上　佳恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８２号
大阪府和泉市伯太町５丁目１番２号スカイコーポＢ―202
債務者　藤原　要次
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　吉浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
北九州市戸畑区中本町６番３―53号
債務者　五輪　　薫
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　陽代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２６２号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目１番15―204号
債務者　大石　　晃
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２０９号
大阪府岸和田市作才町１丁目６番11―308号、前住所大阪府岸和田市土生町２丁目27番35―104号
債務者　末吉　香菜
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１７１号
北海道亀田郡七飯町大川８丁目14番２号　梅の木団地道営アパート85―２―15
債務者　富田　明子
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５７号
岐阜県揖斐郡池田町青柳163番地の５
債務者　若宮　和也
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第２４０５号
大阪市浪速区日本橋東１丁目１番15―608号
債務者　山田　雅子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６６２号
大阪府高槻市明野町24番24号、住民票上の住所大阪市平野区長吉長原西３丁目11番47号
債務者　山下　順子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５４号
大阪市住吉区山之内５丁目３番84号
債務者　小串　清人
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５５号
大阪市住吉区山之内５丁目３番84号
債務者　小串由美子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３４号
大阪府門真市島頭４丁目18番17号、前住所大阪府門真市城垣町１番32号
債務者　尾田　守敏
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３７号
大阪府豊中市庄内西町４丁目３番19号
債務者　砂川　　桜
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０１０号
大阪市東淀川区大隅１丁目３番９号
債務者　福山　桂右
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部